

令和6年10月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	上・中平笠 (中平笠、上平笠)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ①担い手が不足している
- ②農地が分散しており、集約化が急務
- ③湿田、変形田が点在し、作業効率が悪い
- ④鳥獣被害が増加傾向にある等である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲は、多収で良食味、外食産業に人気の「いわてっこ」を中心に安心・安全なコメ作りに向け環境に配慮した高品質米等を段階的に推進して行く。
- ・野菜は、ほうれん草やスイートコーン、キャベツ等収益率の高い品目の栽培を推進し経営の安定化を目指して行く。
- ・地域内の高齢化に伴い、耕作放棄地の未然防止や農地の適正な保全、新規就農者の受け入れ、後継者育成等を図る。
- ・焼け走り溶岩流へのアクセスポイントであることから、地域の魅力を創造、発信するため直売所や6次産業化の拠点づくりを目指したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	180.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	180.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者への農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状では、予定していない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者や農業を担う者の経営拡大等、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくために、普及センターおよびJA、土地改良区等、関係機関と連携し、相談から農地のあっせん、技術指導まで切れ目のない支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の担い手による農業の維持を図る事を進めて行くが、現状でカバーできない農作業はJA新しいわて等に乾燥調整作業等を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--